

伊 勢 市
第 10 次老人福祉計画
第 9 期介護保険事業計画
(素案)

令和5年9月



伊勢市

※目次の 部分は、認知症に関する項目です。

目 次

第1部 総論.....	1
第1章 計画策定にあたって.....	3
1-1 計画策定の趣旨.....	3
1-2 計画の位置付け.....	3
1-3 計画の期間.....	5
1-4 計画の策定.....	5
1-5 関連法の改正・制定のポイント.....	9
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題.....	10
2-1 人口・世帯の現状.....	10
2-2 介護保険サービスの利用状況.....	14
2-3 地域支援事業の取組・実施状況.....	22
2-4 第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の取組状況.....	25
2-5 市民アンケート調査結果の概要.....	32
2-6 事業所等アンケート調査結果の概要.....	39
2-7 計画策定に向けた課題.....	50
第3章 計画の基本方針.....	53
3-1 中長期的視点による計画の展望.....	53
3-2 基本理念・基本方針.....	55~57
3-3 施策の体系.....	58
3-4 日常生活圏域の設定.....	59
第4章 計画の推進に向けて.....	61
4-1 福祉サービスの円滑な制度運営にあたって.....	61
4-2 市民、事業者、市の協働による計画の推進.....	61
4-3 計画の見直し・評価体制.....	62
第2部 基本方針・施策.....	65
基本方針1：地域包括ケアシステムの強化.....	67
施策1：地域包括支援センターの機能強化.....	67
施策2：認知症施策の総合的な推進.....	73~78
施策3：在宅医療と介護の連携の強化.....	79
基本方針2：介護予防の推進といきいきと暮らせる環境づくり.....	81
施策4：生きがい活動支援.....	81
施策5：介護予防・健康づくりの推進.....	83
基本方針3：安心して住み続けられる地域づくり.....	85
施策6：在宅生活と支え合いの地域づくりの推進.....	85
施策7：高齢者が安心して暮らせるまちづくり.....	87

基本方針4 介護サービスの充実による安心基盤づくり.....	91
施策8：介護給付等サービス計画と基盤づくり.....	91

(3) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とする法律が成立しました。

【基本理念】

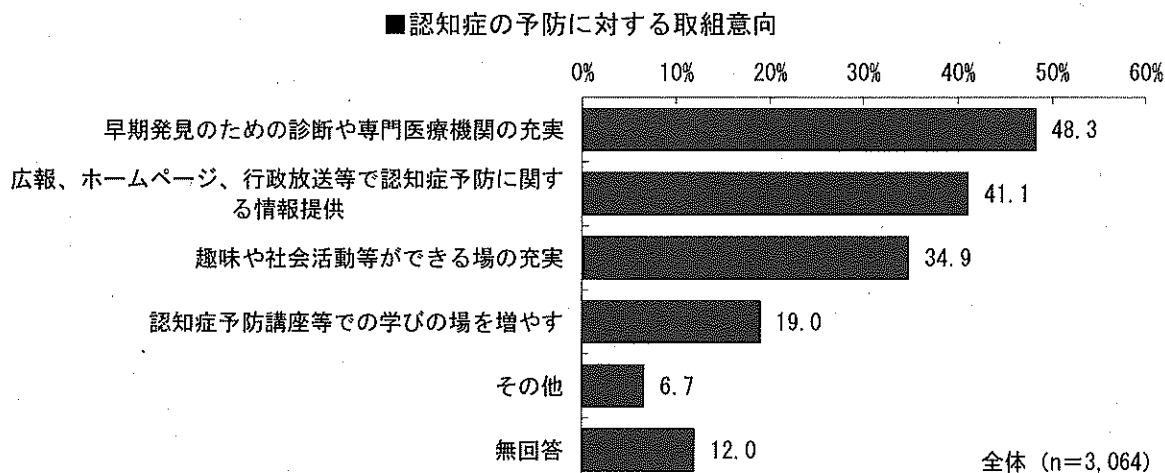
認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ①全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- ②国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- ③認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。
- ④認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。
- ⑤認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。
- ⑥認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。
- ⑦教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

2-5 市民アンケート調査結果の概要

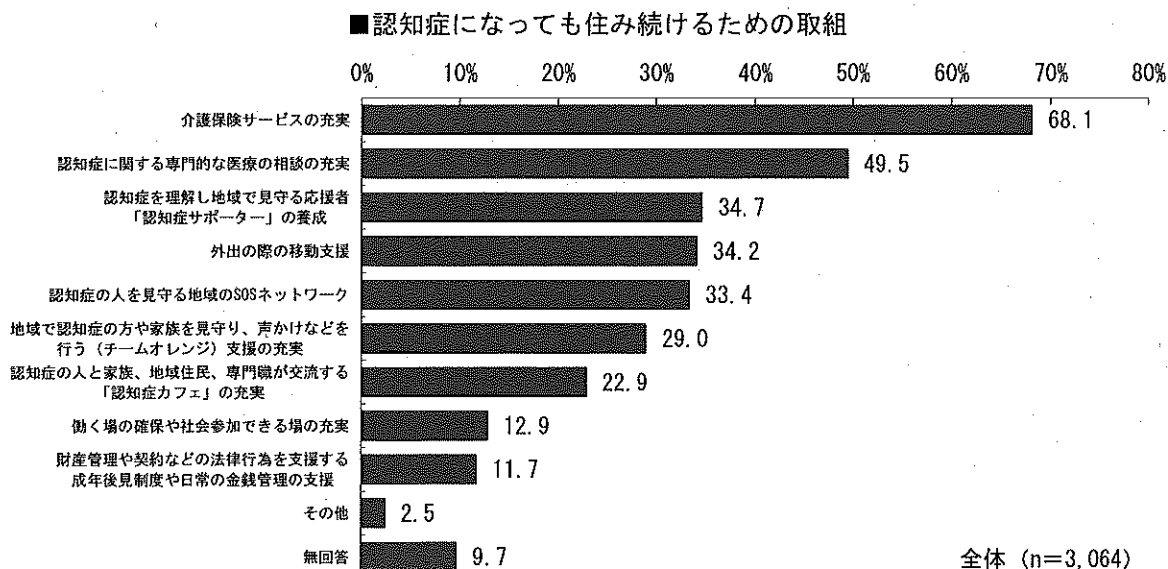
⑤ 認知症の予防に対する取組意向

- ・「早期発見のための診断や専門医療機関の充実」の割合が48.3%と最も高く、次いで「広報、ホームページ、行政放送等で認知症予防に関する情報提供」が41.1%、「趣味や社会活動等ができる場の充実」が34.9%、「認知症予防講座等での学びの場を増やす」が19.0%の順です。



⑥ 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるための取組

- ・「介護保険サービスの充実」の割合が68.1%と最も高く、次いで「認知症に関する専門的な医療の相談の充実」が49.5%、「認知症を理解し地域で見守る応援者「認知症サポーター」の養成」が34.7%、「外出の際の移動支援」が34.2%、「認知症の人を見守る地域のSOSネットワーク」が33.4%、「地域で認知症の方や家族を見守り、声かけなどを行う（チームオレンジ）支援の充実」が29.0%の順です。



2-7 計画策定に向けた課題

■ 中長期的視点を踏まえた体制づくり

本市の高齢者人口は令和3年（2021年）頃をピークに緩やかに減少していくものの、後期高齢者は増加しており、本計画期間中の令和7年（2025年）にはいわゆる団塊の世代が全員75歳以上となり、85歳以上については令和17年（2035年）まで増加の一途が続きます。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には高齢者数が38,260人となり、その内後期高齢者は22,088人（57.7%）程度になると推計されます。

後期高齢者の増加に対して、更なる介護予防の強化を図るとともに、85歳以上の高齢者が増加することから、医療と介護の双方のニーズを有する高齢者が、安心してサービスが利用できるようにサービス基盤の充実及び体制づくりが必要です。

■ 地域包括ケアの深化・推進、地域共生社会の実現

国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①医療、②介護、③介護予防、④住まい、⑤生活支援の5つのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の深化・推進を求めており、本市においても積極的に取り組んでいます。

地域包括ケアは、高齢者だけでなく、障がいのある人、子ども・子育て世帯への支援や、ひきこもり、生活困窮による社会的孤立への支援など、複雑・複合化した課題への重層的・包括的な相談支援が求められていることから、地域共生社会の実現に向けて中心的な役割を担う地域包括支援センターの充実を図り、一層の地域包括ケアの深化・推進を図る必要があります。

■ 認知症高齢者が安心して暮らせる地域づくり

後期高齢者の増加とともに認知症高齢者も増えることが予測されます。国においては、令和元年に、認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、認知症施策を推進してきましたが、令和5年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立したことから、認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を更に強力に推進していく必要があります。

本市においても、認知症サポーターの養成や認知症カフェ、認知症ケアパス、認知症初期集中支援チームなど様々な施策や活動に取り組んでおり、更なる推進が必要です。

3-2 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

「第3次伊勢市総合計画」では、医療・健康・福祉分野では「誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるまち」を基本目標とし、これからの高齢者施策の基本的な考え方と方策を明示しています。

本計画は、この総合計画の目指す方向性との調和を保ちながら、国が推進する「地域包括ケア」「地域共生社会」の具現化を図るための基本理念を下記のとおり定めます。

【基本理念】

- ① 高齢者一人ひとりの尊厳と生活の権利を守る
- ② 心身ともに健康で自立的な生活を保持する
- ③ だれもが生きがいを持ち、地域で活躍する
- ④ 生涯にわたり、住み慣れた地域で暮らしつづける
- ⑤ 介護が必要となったときには、多面的に支える

(2) 推進目標

本計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、前計画である「伊勢市第9次老人福祉計画・第8期介護保険事業計画」の基本的考え方や趣旨を今後も踏襲し、地域包括ケアの推進に向け施策及び事業を積極的に展開していくため、この計画の推進目標を「まちの総合力で高齢者の自立と安心・安全を支える」とします。地域包括ケアシステムをより一層推進していくためには、高齢者が支えられる立場だけではなく、高齢者も支える立場となり、地域の様々な資源を最大限に活用し、本市で暮らす全ての高齢者が、笑顔で元気に暮らせる社会を目指します。

【推進目標】

まちの総合力で高齢者の自立と安心・安全を支える

(3) 基本方針

現況課題を踏まえて超高齢社会に向けて、次のように基本方針を定めます。

基本方針 1 : 地域包括ケアシステムの強化

高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域包括ケアを推進します。地域包括ケアシステムを十分に機能させるために、在宅医療と介護の連携強化や、高齢者の権利擁護の推進、重層的支援体制の整備など高齢者の在宅生活の相談支援サービスを充実します。また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念を踏まえた認知症施策の総合的な推進に努めます。

施策 1 : 地域包括支援センターの機能強化

施策 2 : 認知症施策の総合的な推進

施策 3 : 在宅医療と介護の連携の強化

基本方針 2 : 介護予防の推進といきいきと暮らせる環境づくり

高齢者が、いつまでも健康で幸せに暮らせることが、何よりも大切です。心身の健康を維持・増進し、介護が必要な状態になることなく、いきいきと人生を送ることができるように、健康づくりや生きがいづくり、社会参加の促進、中壮年期からの介護予防を推進します。

施策 4 : 生きがい活動支援

施策 5 : 介護予防・健康づくりの推進

基本方針 3 : 安心して住み続けられる地域づくり

高齢者や家族介護者が、安心して暮らせる思いやりのあるまちを、地域の支え合いでつくります。

地域福祉の理念に基づいて支え合いの仕組みづくりを促進し、身近な地域での住まいや移動手段の確保、バリアフリーのまちづくりや災害対策などを推進します。

施策 6 : 在宅生活と支え合いの地域づくりの推進

施策 7 : 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

基本方針4 介護サービスの充実による安心基盤づくり

更なる高齢化の進行に伴い、認定者（利用者）の増加が見込まれるとともに、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、居宅サービス及び地域密着型サービスを中心とした在宅サービスの基盤整備、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を図ります。また、広域での連携により、施設サービスの充実を図ります。

施策8：介護給付等サービス計画と基盤づくり

3-3 施策の体系

基本方針	施策	
1 地域包括ケアシステムの強化	施策1 地域包括支援センターの機能強化	(1) 地域包括支援センターの設置・運営の方針
		(2) 地域包括支援センターを中心とした支援体制の強化
		(3) 権利擁護の推進
		(4) 医療・保健・福祉との連携の強化
		(5) 地域包括支援センターの評価
	施策2 認知症施策の総合的な推進	(1) 認知症に対する理解の増進
		(2) 認知症への早期対応の取組の推進
		(3) 認知症にやさしい地域づくりの推進
		(4) 認知症をとりまく環境の充実、社会参加の促進
施策3 在宅医療と介護の連携の強化		
2 介護予防の推進といきいきと暮らせる環境づくり	施策4 生きがい活動支援	(1) 生きがい活動支援
		(2) 高齢者の社会参加の促進
施策5 介護予防・健康づくりの推進		
3 安心して住み続けられる地域づくり	施策6 在宅生活と支え合いの地域づくりの推進	(1) 在宅生活の支援
		(2) 支え合いの地域づくり
	施策7 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	(1) 多様な住まい方の支援
		(2) 安心して暮らせるまちづくりの推進
		(3) 災害時対応
		(4) 感染症対策
(5) 高齢者の安全・安心対策（防犯・交通安全等）		
4 介護サービスの充実による安心基盤づくり	施策8 介護給付等サービス計画と基盤づくり	(1) 介護予防・生活支援サービス事業
		(2) 予防給付
		(3) 介護給付
		(4) 地域密着型サービス
		(5) サービスの供給体制の整備
		(6) 介護現場の生産性の向上

施策 2 : 認知症施策の総合的な推進

高齢化の進展とともに、認知症患者数も増加しており、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」の推計では、65歳以上の認知症患者数は令和7年には65歳以上の約5人に1人が認知症になるとの推計がされています。認知症はだれもがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。全世代が認知症への取り組みを行い、地域における支援体制の構築と認知症ケアの強化が求められています。

令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下基本法）」が交付されたことに伴い、市では、認知症の人が尊厳を保持し希望をもって暮らすことができ、誰もが人格と個性を尊重しつつ支え合う共生社会を目指します。

さらに、基本法第13条の規定により市町村に対して実情に即した市町村認知症施策推進計画（市町村計画）の策定が努力義務化され、あわせて認知症の人が自らの意志によって日常生活及び社会生活を送ることができるよう取り組みが求められています。

このことを踏まえ、伊勢市では市町村計画を次の通り本計画に盛り込みます。

認知症施策の基本的方針

認知症の人を含めた市民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある地域づくりに総合的に取り組みます。

さらに、すべての市民が認知症を自分のこととしてとらえ、認知症の人が住み慣れた地域で、生きがいをもち安心して暮らせるまち伊勢市を目指します。

- (1) 認知症に関する理解の増進
- (2) 認知症への早期対応の取り組みの推進
- (3) 認知症にやさしい地域づくりの推進
- (4) 認知症をとりまく環境の充実、社会参加の促進

(1) 認知症に対する理解の増進

認知症の人とその家族を地域で見守る認知症サポーターの養成や認知症理解のための普及啓発により、認知症や認知症の人への正しい理解を増進します。地域や学校、職場など多くの職域や幅広い世代に認知症サポーターの養成をさらに拡充するとともに、キャラバンメイトの活動を促進し認知症サポーター養成講座を積極的に展開していきます。

また、認知症の理解が地域全体に広まるように、あらゆる機会を活用し普及啓発を行います。

ロバ隊長～認知症サポーターキャラバンキャラクター～

認知症になっても『安心して暮らせるまちづくり』への道のりの先頭を歩いている。ロバのように急がず、しかし一歩一歩着実に、キャラバンも進むという意味が込められています。



【主な事業】

- ・ 認知症サポーター養成講座の開催
- ・ 高齢者と認知症にやさしい応援団こども作文コンクール
- ・ 認知症の理解のための普及啓発

■ 世界アルツハイマー月間の啓発活動 図書館での企画展示

PHOTO差し替え

■ 高齢者や認知症にやさしい応援団 「こども作文コンクール」

PHOTO差し替え

(2) 認知症への早期対応の取組の推進

認知症は早期に発見し対応することで、適切な医療や介護につなぐことができ、認知症の人も家族も穏やかに過ごせる可能性があります。若年性認知症の相談にも早期に対応し、適時的確な支援が受けられるように取組を行って行きます。

① 「認知症ケアパス」の普及

認知症の状態に応じた適切な対応の流れ（認知症ケアパス）を確立し、包括的・継続的な支援体制を推進していきます。さらに、認知症地域支援推進員による「認知症ケアパス」の普及と情報提供を行って行きます。

【主な事業】

- ・ 認知症ケアパスの確立と推進



② 地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実

認知症の身近な相談の場として地域包括支援センターがあります。認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、地域や家族などが早くに相談し、早期に対応できるよう、医療や介護などの関係機関と連携を行います。

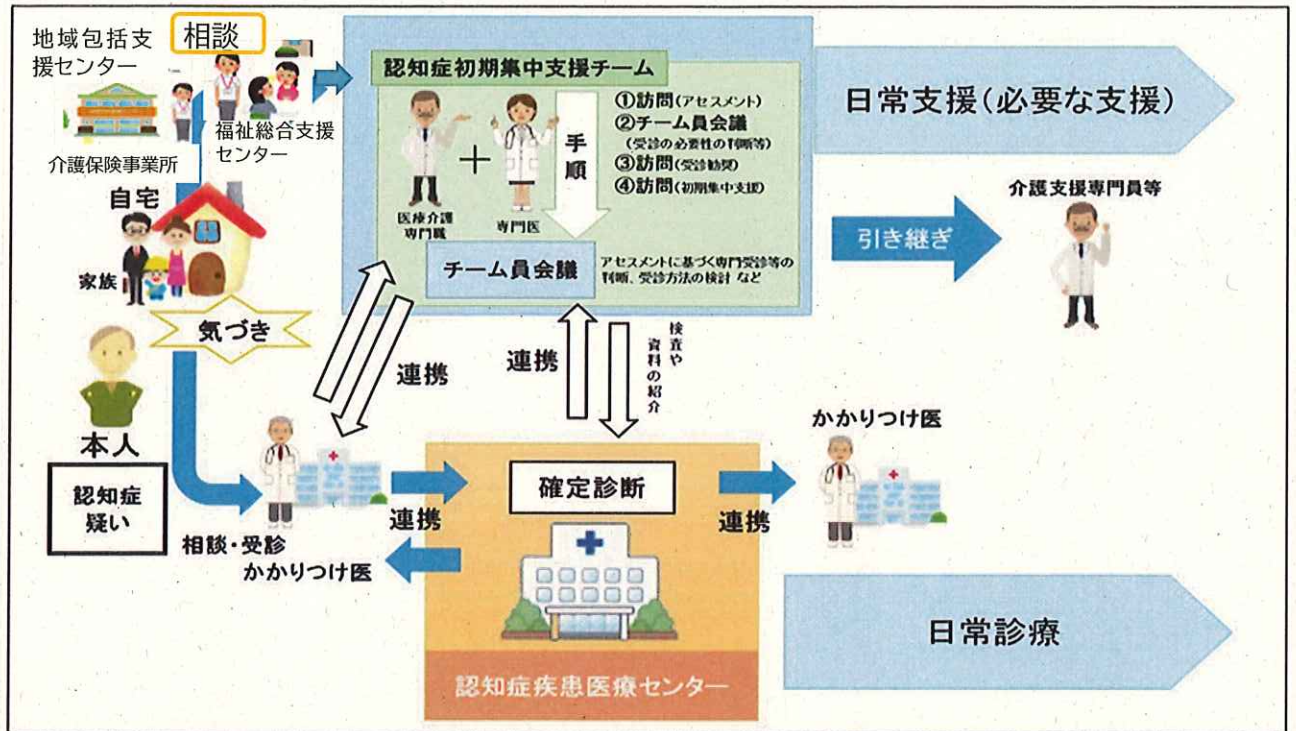
③ 認知症初期集中支援チームの機能向上

認知症の早期発見・診断・対応をしていくため、認知症初期集中支援チームを活用し、かかりつけ医や認知症サポート医、認知症疾患医療センター等との連携を図ります。

【主な事業】

- ・ 認知症初期集中支援チームの活動促進（相談・訪問指導・チーム員会議）

伊勢市認知症初期集中支援チームの概念図



(3) 認知症にやさしい地域づくりの推進

認知症の人とその家族が地域で安心して暮らすためには、地域に住む人々の見守りと理解が必要です。認知症の人の生活のバリアフリー化のための認知症にやさしい地域づくりや、認知症地域支援推進員を中心とした地域活動の促進、認知症SOSによる見守り等により地域づくりを推進していきます。

① 認知症地域支援推進員による地域活動の促進

認知症地域推進員は、市内6か所の各地域包括支援センターで活動しています。「認知症ケアパス」の普及や認知症に関する相談があった際に、その専門知識をいかして相談に応じたり、認知症の人や家族の思いを受け止め、地域の特性や実情に応じた活動をします。認知症カフェやチームオレンジの推進など地域のネットワークづくりを推進します。

**認知症
地域支援推進員**



【主な役割】

○ 医療・介護等の支援ネットワーク構築

- ・ 認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制の構築
- ・ 認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ）の確立・普及等

○ 相談支援・支援体制の構築

- ・ 認知症の人や家族等への相談支援
- ・ 若年性認知症の相談先の周知、関係機関と連携による相談支援
- ・ 「認知症初期集中支援チーム」との連携等により、状況に応じた必要なサービスが提供されるように調整する。

○ 認知症対応力向上のための支援

- ・ 地域において、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い認知症の人を支えるつながりを支援する。
- ・ 「認知症カフェ」等の開催

②認知症の人と家族への支援

住み慣れたまちで認知症の人とその家族が安心して過ごせるよう、地域住民との交流の場となる「認知症カフェ」や、近隣地域での生活をサポートし見守っていく「チームオレンジ」の育成を行います。

【主な事業】

- ・ 認知症カフェの開催
- ・ 認知症サポーターステップアップ講座の開催
- ・ 「チームオレンジ」の活動支援

③地域のネットワークの強化

認知症の人の見守り登録制度を活用し、行方不明になっても安全かつ早期に家族のもとに戻れるよう、認知症サポーターや自治会、民生委員・児童委員、事業所、店舗、警察等による認知症SOSネットワークの連携の強化に努めます。

また、日常生活の中で偶然な事故による認知症の人や家族の個人賠償責任における不安を軽減するための取り組みを実施します。

【主な事業】

- ・ 認知症高齢者等SOS登録制度の充実
- ・ 認知症高齢者等SOS家族支援サービス事業
- ・ 高齢者等SOSネットワーク「いせ見守りてらす」協力機関登録制度の推進
- ・ 認知症個人賠償責任保険事業



(4) 認知症をとりまく環境の充実、社会参加の促進

認知症の人が生きがいや希望をもって自分らしく暮らすことができるよう、自ら意思決定を行える支援や、認知症に係る経験等を共有することができる機会および社会参加の機会の確保を行っていきます。さらに、認知症の人の声を聴き、認知症の取組みに反映していきます。

また、地域の認知症疾患医療センターや医療・保健・介護福祉の関係機関と連携・調整を図り、地域における認知症ケア体制の充実に取り組みます。

【主な事業】

- ・ 認知症の人が集う場の開催
- ・ スローショッピングの開催
- ・ 認知症ケアの充実

■スローショッピングでお買い物

PHOTO差し替え

PHOTO差し替え